

伊 勢 市 公 報

第 13 号
平成 18 年 5 月 22 日
月 曜 日

目 次

	頁
告 示	
道路の区域変更について	2
認可地縁団体の告示事項の変更について	3
認可地縁団体の告示事項の変更について	4
道路の区域の決定について	5
道路の供用開始について	6
道路の供用開始について	7
選挙管理委員会告示	
永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	8
在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	9
上下水道事業告示	
伊勢市指定給水装置工事事業者の給水装置工事店の指定について	10
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	11
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	12
公 告	
農用地利用集積計画の作成について	13
犬の抑留について	14
病院事業公告	
職員採用試験の実施について	15

伊勢市告示第 47 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 18 年 5 月 2 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	溝口 28 号線	二見町溝口字御門 813 番 2 から 二見町溝口字塩屋 724 番まで	旧	2.8~3.0	118.0
			新	4.5~4.6	118.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 48 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、朝熊町自治会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 18 年 5 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 藤 原 巖

伊勢市朝熊町 1173 番地 3

変更後 岩 本 光 生

伊勢市朝熊町 2570 番地 33

伊勢市告示第 49 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
宮本団地自治会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10
項の規定により告示します。

平成 18 年 5 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 上之郷 三洋二

伊勢市前山町 1522 番地 28

変更後 松 本 文 男

伊勢市前山町 1389 番地 16

伊勢市告示 50 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

平成 18 年 5 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	津村 16- 2 号線	4.0	43.0

区域 を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 51 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 18 年 5 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
津村 16- 2 号線	津村町字八ノカ 2128 番 2 地先から 津村町字八ノカ 2132 番 1 地先まで

供用開始の期日 平成 18 年 5 月 12 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 52 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 18 年 5 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
森磯西線	西豊浜町字東 5331 番 2 地先から 磯町字稲場 1181 番 2 地先まで

供用開始の期日 平成 18 年 5 月 12 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市選管告示第 75 号

平成 18 年 6 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 5 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦覧期間 6 月 3 日（土）から同月 7 日（水）までの 5 日間
（公職選挙法第 23 条）

伊勢市選管告示第 76 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人

名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 5 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦覧期間 6 月 3 日（土）から同月 7 日（水）までの 5 日間
（公職選挙法施行令第 23 条の 11）

伊勢市上下水道事業告示第 32 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号)第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 18 年 5 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
245	下建設株式会社	伊勢市小俣町元町 689 番地	平成 18 年 5 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 33 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 5 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
244	こんどう水 道ポンプ店	伊勢市大世古 3 丁目 2 番 27 号	平成 18 年 5 月 1 日
264	森井建設工 業有限会社	度会郡南伊勢町神津佐 1158 番 地 4	平成 18 年 5 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 34 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 5 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
265	オケ力厨熱	松阪市駅部田町 1724 番地 1	平成 18 年 5 月 2 日

伊勢市公告第 18 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 18 年 5 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画(利用権設定)

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
1 人	1 人	991 m ²	1 年
6 人	5 人	18,455 m ²	3 年
1 人	1 人	1,133 m ²	4 年
15 人	12 人	32,806 m ²	5 年
1 人	1 人	2,348 m ²	6 年
2 人	2 人	2,070 m ²	10 年

伊勢市公告第 19 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 5 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市楠部	雑種	薄茶	雌	大	成犬	

2 抑留した日 平成 18 年 4 月 28 日

3 抑留期限 平成 18 年 5 月 8 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課(電話 0596-21-5540)

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室(衛生指導課)(電話 0596-27-5151)

伊勢市病院事業公告第2号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成18年5月8日

伊勢市病院事業管理者 世古口務

1 採用職種及び採用予定者数

看護師 3人程度

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 昭和31年4月2日以降に生まれた者で、看護師の免許を有する者
- (2) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、夜間勤務が可能な者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない者
- (4) 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。
なお、外国籍の者は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

4 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添付する書類
住民票の写し（本人のみ） 返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。） 看護師免許証の写し 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付期間

平成18年5月8日（月）から平成18年5月22日（月）まで

（午前8時30分から午後5時まで。日曜日及び土曜日は除きます。）

ただし、郵送の場合は、平成18年5月19日（金）付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

平成18年5月27日（土）に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

平成18年6月上旬までに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成18年7月1日

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線213、214）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課